

七 この省令の施行前に効力が生じた新設分割又は吸収分割(前二号に掲げるものを除く。)当該新設分割又は吸収分割に際して減少することとしたその他利益剰余金の額及びその他資本剰余金の額の合計額

附則第五条に次の二号を加える。

十一 旧商法第二百八十八条ノ二第二項又は第四項(旧有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定により資本準備金となつた額の決定 当該額からこれらの規定に規定する新設分割又は吸収分割に際して増加させた利益準備金の額を減じて得た額

十二 旧商法第二百八十八条ノ二第五項前段(旧有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定により資本準備金となつた額の決定 当該額から旧商法第二百八十八条ノ二第五項後段(旧有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定により利益準備金とした額を減じて得た額

附則第七條中「第二百九條第八号」を「第二百九條第一項第八号」に改める。

(連結に次の一条を加える。

(連結配当規制適用会社に関する注記に関する経過措置)

第八條 第二條第三項第七十二号のある事業年度が法の施行の日前に到来した最終の決算期に係る事業年度として定めた株式会社を作成する当該決算期に係る貸借対照表には、当該決算期に係る事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨を注記しなければならない。

○厚生労働省令第五十六号
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第三十條第一項第二号イ(第三十六條第一項、第三十七條第一項、第四十三條及び第四十六條第一項並びに附則第十條第一項、第四項及び第五項並びに附則第十一條第一項及び第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令を次のように定める。

平成十八年三月二十九日
厚生労働大臣 川崎 二郎

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 指定障害福祉サービス事業者の指定等(第二条―第八条)

第三章 指定障害福祉サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準(第九条―第十四条)

第一節 通則(第九条・第十条)

第二節 居宅介護、行動援護及び外出介護(第十一条)

第一款 基本方針(第十二条―第十四条)

第二款 人員に関する基準(第十五条)

第三款 設備に関する基準(第十六条―第十九条)

第四款 運営に関する基準(第二十条―第二十四条)

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第二十五条―第二十七条)

第三節 児童デイサービス(第二十八条)

第一款 基本方針(第二十九条)

第二款 人員に関する基準(第三十条―第三十二条)

第三款 設備に関する基準(第三十三条―第三十五条)

第四款 運営に関する基準(第三十六条―第三十九条)

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十条―第四十二条)

第四節 短期入所(第四十三条)

第一款 基本方針(第四十四条)

第二款 人員に関する基準(第四十五条―第四十七条)

第三款 設備に関する基準(第四十八条―第五十条)

第四款 運営に関する基準(第五十一条―第五十三条)

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第五十四条)

第五節 障害者デイサービス(第五十五条)

第一款 基本方針(第五十六条)

第二款 人員に関する基準(第五十七条―第五十九条)

第三款 設備に関する基準(第六十条―第六十二条)

第四款 運営に関する基準(第六十三条―第六十五条)

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第六十六条)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令

第六節 共同生活援助

第一款 基本方針(第六十六条)

第二款 人員に関する基準(第六十七条・第八十条)

第三款 設備に関する基準(第六十九条)

第四款 運営に関する基準(第七十条―第七十二条)

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第七十三条)

第四章 雑則(第七十三条・第七十四条)

附則 第一章 総則(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者等 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。

二 支給決定障害者等 法第五條第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。

三 支給決定 法第十九條第一項に規定する支給決定をいう。

四 支給量 法第二十二條第四項に規定する支給量をいう。

五 受給者証 法第二十二條第五項に規定する受給者証をいう。

六 支給決定の有効期間 法第二十三條に規定する支給決定の有効期間をいう。

七 指定障害福祉サービス事業者 法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。

八 指定障害福祉サービス 法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。

九 利用者負担額 指定障害福祉サービスにつき法第二十九條第三項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額の九十分の百(法第三十一條の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特別割合(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第十七條第二項に規定する市町村特別割合をいう。以下同じ)で除して得た割合)を乗じて得た額から当該指定障害福祉サービスにつき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。

第十 法定代理受領

法第二十九條第五項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者を支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用(法第二十九條第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わって、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。

十一 基準該当障害福祉サービス 法第三十條第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。

十二 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第二章 指定障害福祉サービス事業者の指定等

(居宅介護、行動援護又は外出介護に係る指定の申請)

第二条 法第三十六條第一項の規定に基づき居宅介護、行動援護又は外出介護(法附則第八條第一項第五号に規定する外出介護をいう。以下同じ)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は定款等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

七 第三十八條の運営規程

- 八 障害者等又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十二 その他指定に関し必要と認める事項
- 第三條 法第三十六條第一項の規定に基づき児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条列等
 - 五 事業所の平面図及び設備の概要
 - 六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
 - 七 第六十四條の運営規程
 - 八 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十二 その他指定に関し必要と認める事項
- 第四條 法第三十六條第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条列等
 - 五 事業所の種別(第七十五條第一項に規定する併設事業所(次号及び第七号において「併設事業所」という)又は同条第二項の規定の適用を受ける施設をいう。)
 - 六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、第七十七條第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)並びに設備の概要
 - 七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者数の推定数、第七十五條第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員
 - 八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
 - 九 第八十七條の運営規程
 - 十 障害者等又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十三 第八十六條の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
 - 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- 第五條 法第三十六條第一項の規定に基づき障害者デイサービス(法附則第八條第一項第六号に規定する障害者デイサービスをいう。以下同じ)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条列等
 - 五 事業所の平面図及び設備の概要
 - 六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
 - 七 第九十九條の運営規程
 - 八 障害者等又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十二 その他指定に関し必要と認める事項
- 第六條 法第三十六條第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条列等
 - 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
 - 八 第九十七條の運営規程
 - 九 障害者等又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 第九十一條において準用する第八十六條の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

- 十三 第九十九條の知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要
 - 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
 - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- (準用)
- 第七條 第二條から前条までの規定は、法第四十一条第一項の指定の更新について準用する。(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)
- 第八條 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第二條第四号、第三條第四号、第四條第四号、第五條第四号及び第六條第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 一 居宅介護、行動援護又は外出介護
 - 二 居宅介護、行動援護又は外出介護
 - 三 居宅介護、行動援護又は外出介護
 - 四 児童デイサービス
 - 五 児童デイサービス
 - 六 児童デイサービス
 - 七 児童デイサービス
 - 八 児童デイサービス
 - 九 児童デイサービス
 - 十 児童デイサービス
 - 十一 児童デイサービス
 - 十二 児童デイサービス
 - 十三 児童デイサービス
 - 十四 児童デイサービス
 - 十五 児童デイサービス
- 第九條 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける事項(第七十七條に掲げるものについては、第七十五條第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)
- 一 児童デイサービス
 - 二 児童デイサービス
 - 三 児童デイサービス
 - 四 児童デイサービス
 - 五 児童デイサービス
 - 六 児童デイサービス
 - 七 児童デイサービス
 - 八 児童デイサービス
 - 九 児童デイサービス
 - 十 児童デイサービス
 - 十一 児童デイサービス
 - 十二 児童デイサービス
 - 十三 児童デイサービス
 - 十四 児童デイサービス
 - 十五 児童デイサービス
- 第十條 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける事項(第七十七條に掲げるものについては、第七十五條第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)
- 一 児童デイサービス
 - 二 児童デイサービス
 - 三 児童デイサービス
 - 四 児童デイサービス
 - 五 児童デイサービス
 - 六 児童デイサービス
 - 七 児童デイサービス
 - 八 児童デイサービス
 - 九 児童デイサービス
 - 十 児童デイサービス
 - 十一 児童デイサービス
 - 十二 児童デイサービス
 - 十三 児童デイサービス
 - 十四 児童デイサービス
 - 十五 児童デイサービス

2 前項の届出であつて、同項第二号から第五号までに掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならぬ。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第三章 指定障害福祉サービス事業者の人員 設備及び運営に関する基準

第一節 通則

第九條 指定障害福祉サービスの事業に係る法第四十三條第一項の基準及び同条第二項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第三十條第一項第二号イの基準該当事業所が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

第十條 指定障害福祉サービス事業者の一般原則

（指定障害福祉サービス事業者は、障害者等又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該障害者等又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。）

2 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ）、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、障害者等の権利の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 居宅介護、行動援護及び外出介護

第一款 基本方針

第十一條 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 外出介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

第十二條 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この款及び第四款において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

第十三條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所その他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第十四條 前二條の規定は、行動援護及び外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者について準用する。

第三款 設備に関する基準

第十五條 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、行動援護及び外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者について準用する。

第四款 運営に関する基準

第十六條 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第十七條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供する量を契約した指定居宅介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この節において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第十八條 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない。（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第十九條 指定居宅介護事業者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）又は知的障害者福祉法（昭和三十三年法律第三十七号）の規定により指定居宅介護の利用について市町村が行うあつせん、調整及び要請（以下この条において「あつせん等」という。）並びにこれらの法律の規定により当該あつせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第二十條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第二十一條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

（介護給付費の支給に係る援助）

第二十二條 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第二十三條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第三十三条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十二条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定め

た場合には当該障害の種類
八 虐待の防止のための措置に関する事項
九 その他運営に関する重要事項
(介護等の総合的な提供)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることとがあってはならない。

(勤務体制の確保等)
第四十条 指定居宅介護事業者は、障害者等に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければなら

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければなら

(衛生管理等)
第四十一条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第四十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第四十三条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、障害者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により支給決定障害者等の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)
第四十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)
第四十五条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に關し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に應じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に關して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に關し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に應じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に關して、都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにかかわる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)
第四十六条 指定居宅介護事業者は、障害者等に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該障害者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、障害者等に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)
第四十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)
第四十八条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、障害者等に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)
第四十九条 第十六条から第三十八条まで及び第四十条から前条までの規定は、行動援護及び外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者について準用する。

第五款 基準該当障害福祉サービスに關する基準
(従業者の員数)
第五十条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この款において同じ。)の員数は、三人以上とする。

2 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)
第五十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)
第五十二条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービスの制限)
第五十三条 基準該当居宅介護事業者は、従業者等に、その同居の家族である障害者等に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である障害者等に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該居宅介護に係る支給決定障害者等が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

五 指定児童デイサービス内容及び支給決定保護者から受領する費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第六十五条 指定児童デイサービス事業者は、障害児に対し適切な指定児童デイサービスを提供できるように、指定児童デイサービス事業者ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、当該指定児童デイサービス事業所の従業者によって指定児童デイサービスを提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第六十六条 指定児童デイサービス事業者は、利用定員(指定児童デイサービス事業所において同時に指定児童デイサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限をいう)を超えて指定児童デイサービスの提供を行うてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第六十七条 指定児童デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理)

第六十八条 指定児童デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第六十九条 第十六条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十五条、第三十六条及び第四十二条から第四十八条までの規定は、指定児童デイサービスの事業について準用する。

第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指導員及び保育士の員数)

第七十条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当児童デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき指導員及び保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

一 障害児の数が十五人までは、二以上

二 障害児の数が十五人を超えるときは、二に障害児の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の基準該当児童デイサービスの単位は、基準該当児童デイサービスであつてその提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第七十一条 基準該当児童デイサービス事業者は、基準該当児童デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当児童デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当児童デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第七十二条 基準該当児童デイサービス事業所は、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第七十三条 第十六条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条第二項、第三十一条、第三十二条及び第四十二条から第四十八条まで並びに第六十一条及び前条(第五十九条第四項及び第六十九条を除く。)の規定は、基準該当児童デイサービスの事業について準用する。

第四節 短期入所

第一款 基本方針

第七十四条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下「指定短期入所」という。)の事業は、障害者等の身体その他の状況及びその置かれてある環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十五条 法第五十八条に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う次条に規定する指定短期入所事業所(以下「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第五十八条に規定する施設であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上とする。

(管理者)

第七十六条 指定短期入所の事業を行う者(以下「指定短期入所事業者」という。)は、当該事業所(以下「指定短期入所事業所」という。)ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五十八条に規定する施設の居室であつてその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。ただし、知的障害者(知的障害福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。)又は障害児に対して宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあつては、居室を用いず当該指定短期入所を提供することができる。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第五十八条に規定する施設(以下この節において「併設本施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本施設設備の設備居室を除く。を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 第七十五条第二項の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することとする。

第四款 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第七十八条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となつた障害者等を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に支給決定障害者等が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第七十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この節において「受給者証記載事項」という。)を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の合計が支給量に達した場合、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第八十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は法第三十条第二項の規定により算定された特例介護給付費の額に九十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合)にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第八十一条 指定短期入所は、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 短期入所事業者(指定短期入所の提供に当たつる従業者をいう。以下この節において同じ。)は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害者等又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第八十二条 指定短期入所の提供に当たっては、障害者等の心身の状況に応じ、障害者等の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、障害者等を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その障害者等に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業者の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、障害者等に対して食事の提供を行わなければならない。

5 障害者等の食事は、栄養並びに障害者等の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

第八十三条 指定短期入所事業者は、常に障害者等の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第八十四条 指定短期入所事業者は、常に障害者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害者等又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(障害者等の家族との連携)

第八十五条 指定短期入所事業者は、常に障害者等の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第八十六条 短期入所従業者等は、現に指定短期入所の提供を行ったときに障害者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第八十七条 指定短期入所事業者は、次の各号(第七十五条第二項の適用を受ける施設にあつては、第三号を除く。)に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定短期入所の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額

五 通常の送迎の実施地域

六 サービス利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 事業の主たる対象とする障害者の種類を定め、場合によっては当該障害者の種類

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第八十八条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる障害者等の数以上の障害者等に対して同時に指定短期入所を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる障害者等の数

二 第七十五条第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる障害者等の数

(地域等との連携)

第八十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第九十条 第十六条、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十三条、第四十二条から第四十八条まで、第六十三条、第六十五条、第六十七条及び第六十八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第五節 障害者デイサービス

第一款 基本方針

第九十一条 障害者デイサービスに係る指定障害福祉サービス(以下「指定障害者デイサービス」という。)の事業は、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十二条 指定障害者デイサービスの事業を行う者(以下「指定障害者デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定障害者デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 指導員 指定障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たつる指導員が一年以上確保されるために必要と認められる数

二 介護職員 指定障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たり必要と認められる数

前項に掲げる指定障害者デイサービス事業所に置くべき指導員及び介護職員の総数は、指定障害者デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たつる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

一 障害者の数が十五人までは、二以上

二 障害者の数が十五人を超えるときは二に、障害者の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前二項の指定障害者デイサービスの単位は、指定障害者デイサービスであつてその提供が同時に一又は複数の障害者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

4 第一項の指導員又は介護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第九十三条 指定短期入所事業者は、次に掲げる障害者等の数以上の障害者等に対して同時に指定短期入所を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる障害者等の数

二 第七十五条第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあつては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる障害者等の数

(地域等との連携)

第八十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第九十条 第十六条、第十八条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十三条、第四十二条から第四十八条まで、第六十三条、第六十五条、第六十七条及び第六十八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第九十一条 障害者デイサービスに係る指定障害福祉サービス(以下「指定障害者デイサービス」という。)の事業は、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十二条 指定障害者デイサービスの事業を行う者(以下「指定障害者デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定障害者デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 指導員 指定障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たつる指導員が一年以上確保されるために必要と認められる数

二 介護職員 指定障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たり必要と認められる数

前項に掲げる指定障害者デイサービス事業所に置くべき指導員及び介護職員の総数は、指定障害者デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定障害者デイサービスの提供に当たつる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

一 障害者の数が十五人までは、二以上

二 障害者の数が十五人を超えるときは二に、障害者の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前二項の指定障害者デイサービスの単位は、指定障害者デイサービスであつてその提供が同時に一又は複数の障害者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

4 第一項の指導員又は介護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第九十三条 (管理者) 指定障害者デイサービス事業者は、指定障害者デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定障害者デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害者デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三款 設備に関する基準

第九十四条 (設備及び備品等) 指定障害者デイサービス事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定障害者デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定障害者デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。3 指定障害者デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。

4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。三 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。四 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。五 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。六 浴室 障害者の特性に応じたものであること。

5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該指定障害者デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害者に対する指定障害者デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

第九十五条 (利用者負担額の受領) 指定障害者デイサービス事業者は、指定障害者デイサービスを提供した際は、支給決定障害者(法第十九条第一項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ)から当該指定障害者デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定障害者デイサービスを提供した際は、支給決定障害者から法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は法第三十条第二項の規定により算定された特別介護給付費の額に九十パーセント(法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特別割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費(入浴に係るものに限る)。三 創作的活動に係る材料費。四 その他障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定障害者デイサービス事業者は、第一項から第三項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。6 指定障害者デイサービス事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

第九十六条 (指定障害者デイサービスの基本取扱方針) 指定障害者デイサービス事業者は、障害者の自立の促進、生活の質の向上、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行わなければならない。

2 指定障害者デイサービス事業者は、その提供する指定障害者デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(指定障害者デイサービスの具体的な取扱方針) 第九十七条 指定障害者デイサービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 指定障害者デイサービスの提供に当たっては、次条第一項に規定する障害者デイサービス計画に基づき、障害者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を、当該障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた適切に行う。

二 従業者は、指定障害者デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定障害者デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。四 常に障害者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害者の心身の特性に対応した指定障害者デイサービスの提供ができる体制を整える。

(障害者デイサービス計画の作成) 第九十八条 指定障害者デイサービス事業者の管理者は、障害者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した障害者デイサービス計画を作成しなければならない。

2 指定障害者デイサービス事業者の管理者は、それぞれの障害者に応じた障害者デイサービス計画を作成し、障害者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

3 従業者は、それぞれの障害者について、障害者デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。(運営規程) 第九十九条 指定障害者デイサービス事業者は、指定障害者デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めおかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針。二 従業者の職種、員数及び職務の内容。三 営業日及び営業時間。四 指定障害者デイサービスの利用定員。

五 指定障害者デイサービスの内容及び支給決定障害者から受領する費用の額。六 通常の事業の実施地域。七 サービス利用に当たつての留意事項。八 緊急時等における対応方法。九 非常災害対策。十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類。十一 虐待の防止のための措置に関する事項。十二 その他運営に関する重要事項。

(準用) 第一百条 第十六条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十六条、第四十二条から第四十八条までの規定は、指定障害者デイサービスの事業について準用する。

第五款 基準該当障害福祉サービス(従業者の員数) 第一百一条 障害者デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当障害者デイサービス」という)の事業を行う者(以下「基準該当障害者デイサービス事業者」という)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当障害者デイサービス事業所」という)ごとに置くべき従業者の員数は、基準該当障害者デイサービスの単位ごとに、次のとおりとする。

一 指導員 基準該当障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者デイサービスの提供に当たる指導員が一年以上確保されるために必要と認められる数。二 介護職員 基準該当障害者デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者デイサービスの提供に当たり必要と認められる数。

2 前項に掲げる基準該当障害者デイサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、基準該当障害者デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当障害者デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

一 障害者の数が十五人までは、二以上
 二 障害者の数が十五人を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 三 前二項の基準該当障害者デイスーパービスの単位は、基準該当障害者デイスーパービスであつてその提供が同時に一又は複数の障害者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第二百二条 基準該当障害者デイスーパービス事業者は、基準該当障害者デイスーパービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当障害者デイスーパービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当障害者デイスーパービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第二百三条 基準該当障害者デイスーパービス事業所に、相談を行う場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当障害者デイスーパービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当障害者デイスーパービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保しなければならない。

3 基準該当障害者デイスーパービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。

4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 一 相談を行う場所 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 二 日常生活訓練を行う場所 訓練に必要な機械器具等を備えること。
 三 社会適応訓練を行う場所 訓練に必要な備品等を備えること。
 四 作業を行う場所 作業に必要な機械器具等を備えること。

五 食事を行う場所 障害者の食事の提供に支障がない広さを有すること。
 六 浴室 障害者の特性に応じたものであること。

5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該基準該当障害者デイスーパービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害者に対する基準該当障害者デイスーパービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第二百四條 第十六条から第二十四条まで、第二十六條、第二十七條、第三十條第二項、第三十五條、第三十六條及び第四十二條から第四十八條まで、第六十三條、第六十五條から第六十八條まで並びに第一款及び前款(第九十五條第一項及び第九十條を除く。)の規定は、基準該当障害者デイスーパービスの事業について準用する。

(指定通所介護事業者等の特例)

第二百五條 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。第九十三條第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において障害者デイスーパービスが提供されていないこと等により障害者デイスーパービスを受けることが困難な身体障害者(身体障害者福祉法第四條に規定する身体障害者をいう。以下この条において同じ。)に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二條に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該指定通所介護を障害者デイスーパービスと、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三條第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)を基準該当障害者デイスーパービス事業所とみなす。この場合においてこの款の規定(前条(第九十五條第二項)から第六項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。は、当該指定通所介護事業者については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第九十五條第二項第一号)に規定する食堂及び機能訓練室をこの条の規定に基づき障害者デイスーパービスとみなされる指定通所介護を受ける身体障害者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業員が、当該指定通所介護を受ける身体障害者の数に、当該指定通所介護を受ける身体障害者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 当該指定通所介護事業所の従業員が、当該指定通所介護を受ける身体障害者の数に、当該指定通所介護を受ける身体障害者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

四 当該指定通所介護事業所の従業員が、当該指定通所介護を受ける身体障害者の数に、当該指定通所介護を受ける身体障害者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者数を指定通所介護の利用者数及びこの条の規定により障害者デイスーパービスとみなされる指定通所介護を受ける身体障害者の数の合計数であるとした場合における指定居宅サービス等基準第九十三條に規定する基準を満たしていること。

三 この条の規定に基づき障害者デイスーパービスとみなされる指定通所介護を受ける身体障害者に対して適切なサービスを提供するため、身体障害者更生施設(身体障害者福祉法第二十九條に規定する身体障害者更生施設をいう。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六節 共同生活援助

第六十條 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、障害者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれてゐる環境に応じた共同生活居住(法第五條第十六條に規定する共同生活生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において相対その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準
 (従業者の員数)
 第六七條 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき世話人の員数は、専ら当該指定共同生活援助の提供に当たる世話人が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

(管理者)
 第六八條 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

指定共同生活援助事業者の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

指定共同生活援助事業者の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三款 設備に関する基準
 (設備に関する基準)
 第九九條 指定共同生活援助事業所は、その入居定員を四人以上十六人以下とする。ただし、知的障害者が入居する場合には、その入居定員を四人以上七人以下とする。

指定共同生活援助事業所は、居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を設けるものとする。

前項に規定する居室は、原則として個室とし、指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものでなければならない。

第四款 運営に関する基準
 (入退居)
 第一百十條 指定共同生活援助は、共同生活居住への入居を必要とする障害者(入院治療を要する者を除く。)に提供することを旨とする。

指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

指定共同生活援助事業者は、障害者の退居の際には、障害者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

指定共同生活援助事業者は、障害者の退居に際しては、障害者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)
 第一百十一條 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を、障害者の受給者証に記載しなければならない。

指定共同生活援助事業者は、前項に規定する受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

指定共同生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)
 第一百十二條 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から法第二十九条第三項の規定により算定された訓練等給付費又は法第三十条第二項の規定により算定された特別訓練等給付費の額の九十十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特別割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、食料料費、家賃、光熱水費、日用品費その他共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を支給決定障害者に対し交付しなければならぬ。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額等に係る管理)

第百十三条 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援又は知的障害者福祉法による指定施設支援を受けたときは、利用者負担額等合計額を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額又は高額障害福祉サービス費算定基準額を超えたときは、指定共同生活援助事業者は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知しなければならない。

(指定共同生活援助の基本取扱方針)

第百十四条 指定共同生活援助は、障害者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第百十五条 指定共同生活援助事業所の従業者が行う指定共同生活援助の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

二 常に障害者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害者に対し、適切な相談及び助言を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第百十六条 指定共同生活援助事業者は、障害者について、職場、知的障害者授産施設(知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設をいう。)等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、障害者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に障害者の家族との連携を図るとともに障害者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百十七条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 入居定員
四 指定共同生活援助の内容及び支給決定障害者から受領する費用の額

五 入居に当たつての留意事項

六 非常災害対策
七 事業の主たる対象とする障害の種類を定める場合には当該障害の種類
八 虐待の防止のための措置に関する事項
九 その他運営に関する重要事項

第百十八条 指定共同生活援助事業者は、障害者に対し適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第百十九条 指定共同生活援助事業所は、障害者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、知的障害者授産施設(知的障害者福祉法第五条第一項に規定する知的障害者授産施設をいう。)等との連絡その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百二十条 指定共同生活援助事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(準用)

第百二十一条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十五条、第四十二条から第四十八条まで、第六十三条、第六十七条、第六十八条、第八十六条及び第八十九条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第五款 基準該当福祉サービスに関する基準

(準用)

第百二十二条 第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条第二項、第三十五条、第四十二条から第四十八条まで、第六十三条、第六十七条、第六十八条、第八十六条及び第八十九条並びに第一款から前款まで(第百二十二条第一項、第百十三条及び前条を除く。)の規定は、共同生活援助に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

第四章 雑則

(大都市の特例)

第百二十三条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替へるものとする。

Table with 2 columns: Item No. and Content. Items include Article 2, Article 3, Article 4, Article 5, Article 6, Article 8, Article 11, Article 15, Article 19, Article 21, Article 24, Article 27, Article 30, Article 35, Article 42, Article 48, Article 63, Article 67, Article 68, Article 86, Article 89, Article 101, and Article 103.

(中核市の特例)

第百二十四条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替へるものとする。

Table with 2 columns: Item No. and Content. Items include Article 2, Article 3, Article 4, Article 5, Article 6, Article 8, Article 11, Article 15, Article 19, Article 21, Article 24, Article 27, Article 30, Article 35, Article 42, Article 48, Article 63, Article 67, Article 68, Article 86, Article 89, Article 101, and Article 103.

附則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(指定障害福祉サービス事業者に係る経過措置)

第二条 法附則第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 法附則第四十五條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧精神保健福祉法」という。第五十條の第三項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者居宅介護等事業(旧精神保健福祉法第五十條の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業をい、外出介護に該当するものを除く。)に係るものに限る。次号において同じ。)を行つてゐる市町村(旧精神保健福祉法第五十一條の規定に基づき補助が行われたものに限る。)
- 二 旧精神保健福祉法第五十條の三第一項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業を行つてゐる者(旧精神保健福祉法第五十一條の規定に基づき補助が行われた者に限る。)

2 法附則第十條第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 旧精神保健福祉法第五十條の三第一項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者短期入所事業(旧精神保健福祉法第五十條の三の二第三項に規定する精神障害者短期入所事業をいう。)に係るものに限る。次号において同じ。)を行つてゐる市町村(旧精神保健福祉法第五十一條の規定による補助が行われたものに限る。)
- 二 精神障害者居宅生活支援事業を行つてゐる者(旧精神保健福祉法第五十一條の規定に基づき補助が行われた者に限る。)

3 法附則第十條第五項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 旧精神保健福祉法第五十條の三第一項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者地域生活援助事業(旧精神保健福祉法第五十條の三の二第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業をいう。)に係るものに限る。次号において同じ。)を行つてゐる市町村(旧精神保健福祉法第五十一條の規定による補助が行われたものに限る。)
- 二 精神障害者居宅生活支援事業を行つてゐる者(旧精神保健福祉法第五十一條の規定に基づき補助が行われた者に限る。)

4 法附則第十一條第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 旧精神保健福祉法第五十條の三第一項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業(精神障害者居宅介護等事業(旧精神保健福祉法第五十條の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業をい、法附則第八條第一項第五号に規定する外出介護に該当するものに限る。次号において同じ。)を行つてゐる市町村(旧精神保健福祉法第五十一條の規定による補助が行われたものに限る。)
- 二 精神障害者居宅生活支援事業に要する費用の一部を補助されている者(旧精神保健福祉法第五十一條の規定に基づき補助が行われた者に限る。)

5 法附則第十條第六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、法の施行の日から平成十八年九月三十日までの期間とする。

厚生労働大臣 川崎 二郎

老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

(平成十六年度の確定医療費拠出金の額の算定に関する経過措置) 第三十一條の二 平成十六年度の各保険者に係る平成十四年改正法附則第十九條の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七條第一項第一号イ(1)に規定する前期老人医療費額(以下「平成十六年度前期老人医療費額」という。)のうち、平成十四年十月一日前に行われた旧法の規定による医療等に要する費用、平成十四年十月一日から平成十四年九月三十日までの間に旧法の規定による医療等に要する費用及び介護保険法施行法第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四條の規定による改正前の法第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用がある場合には、平成十六年度に係る平成十四年改正法附則第十九條の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七條第一項第一号イ(1)に掲げる額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 次に掲げる額の合計額
 - イ 当該保険者に係る平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度に係る平成十四年改正法附則第十九條の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七條第五項に規定する前期特定費用確定率(以下「平成十六年度前期特定費用確定率」という。)を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - (1) 平成十六年度前期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から市町村が平成十六年四月一日から平成十六年九月三十日までの間において支弁した当該保険者に係る新法第二十八條第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた医療等に要する費用の額を控除して得た額
 - (2) 平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額
- ロ 当該保険者に係る平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
- (1) 平成十六年度前期老人医療費額のうち、当該保険者に係る平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用の額から市町村が平成十六年四月一日から平成十六年九月三十日までの間において支弁した当該保険者に係る新法第二十八條第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日までの間に行われた医療等に要する費用の額を控除して得た額
- (2) 平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る平成十六年度前期老人医療費額に、一から平成十六年度前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額に、次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

第三十一條の三 平成十六年度の各保険者に係る平成十四年改正法附則第十九條の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七條第一項第一号イ(1)に規定する後期老人医療費額(以下「平成十六年度後期老人医療費額」という。)のうち、平成十四年十月一日前に行われた旧法の規定による医療等に要する費用、平成十四年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われた新法の規定による医療等に要する費用及び介護保険法施行法第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四條の規定による改正前の法第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用がある場合には、平成十六年度に係る平成十四年改正法附則第十九條の規定により読み替えて適用される平成十四年改正法附則第十七條第五項に規定する前期特定費用確定率(以下「平成十六年度前期特定費用確定率」という。)を控除して得た率を乗じて得た額